

第 6310 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 30日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 売買取引にならないリース取引

**Q** : リース取引は、売買取引になるもの  
ならないものがあるそうですが、どうなっ  
ているのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

リース取引は、税務上、「ファイナンス  
リース取引」と「オペレーティングリース取引」  
に分けて取り扱われています。

ファイナンスリース取引は、「売買取引」  
として取り扱われますが、オペレーティング  
リース取引については、賃貸取引として取り  
扱われることとなっています。

オペレーティングリース取引とは、ファイ  
ナンスリース取引以外の取引をいい、ファイ  
ナンスリース取引とは、次の要件に該当する  
ものをいうこととされています。

- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途  
において解除できないものであること又はこれ  
に準ずるものであること
- ② 賃貸借に係る借入人がその賃貸借に係る資  
産からもたらされる経済的な利益を実質的に  
享受することができ、かつ、その資産の使用に  
伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと  
とされているものであること

つまり、この要件を満たさないリース取引  
については、売買取引とならず、支払う費用は  
リース料として処理することが認められると  
いうことです。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】